

掛川市規則第5号

掛川市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和元年10月2日

掛川市長

(別紙)

掛川市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

掛川市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（平成17年掛川市規則第92号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第9条中「保証人が連署した」及び「及び保証人」を削る。

第17条中「又は保証人」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。